

# NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

April 20, 2021

2021年6月1日施行の第四次改正専利法に関連して、国家知識産権局は、2020年11月27日に「専利法実施細則改正案(意見募集稿)」を公表し、細則改正の準備を進めております。

第四次改正専利法では、部分意匠、特許期限補償、優先権手続関係、損害賠償・拳証責任等々の訴訟関係、専利権の取引関係等々の条文が新設、改正されています。

専利法実施細則改正案(意見募集稿)では、専利法の改正に伴い、その運用の要領や基準を定めております。

改正専利法の施行にあたり、中国知的財産戦略に影響する内容も多く含まれておりますので、実施細則改正案(意見募集稿)の要点を此処に報告いたします。ご参考になれば幸いです。

なお、実施細則改正案の施行日は未定です。

中科専利商標代理有限公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: [zhang@csptip.com](mailto:zhang@csptip.com)

## 『専利法実施細則改正案 (意見募集稿)』

### <主要改正案のポイント>

#### I 出願関係

番号	ポイント	実施細則改正案	関連法規
1-1	部分意匠を出願するには	27, 28, 32 条	改正専利法 2, 29, 42 条
1-2	出願後に中文明細書を提出するには	39 条一、43 条	—
1-3	優先日が過ぎて優先権出願するには	31 条一、二	改正専利法 29, 30 条
1-4	発明審査、意匠公告を遅らせるには	50 条	改正審査指南
1-5	特許期限の補償を求めるには	85 条二～八	改正専利法 42 条

#### II 権利関係

番号	ポイント	実施細則改正案	関連法規
2-1	行政訴訟を効率的に進めるには	80 条一	改正専利法 70 条
2-2	実案意匠の評価報告書を取得するには	56 条、57 条	改正専利法 66 条
2-3	行政訴訟を中断しない場合は	82 条	—
2-4	ライセンスを表明するには	72 条二～五	改正専利法 50-52 条
2-5	損害賠償額を高めるには	—	改正専利法 71 条
2-6	医薬品訴訟を進めるには	—	改正専利法 76 条
3-1	職務発明の奨励方法は	76 条一	改正専利法 15 条

※専利法実施細則の現行法と意見募集稿の比較表をご要望の場合はご一報ください。

# 専利法実施細則改正案 (意見募集稿)

## I. 出願関係

### 1-1. 意匠

□専利制度の国際調和の一環として、改正専利法において、次の条文が改正され、意匠権を一層活用しやすくなります。

- ・部分意匠制度の導入(第2条)
- ・意匠保護期限の延長(10年⇒15年)(第42条)
- ・意匠の国内優先権の適用(第29条)

<実施細則改正案>

□専利法の改正に連動して、本細則改正案では部分意匠の出願要領が定められています。

□更に、優先権主張しない発明出願/実用新案出願に基礎として、意匠の国内優先権出願することが可能となります。

青字部分：現行細則の改正部分

<p><b>第二十七条</b> 出願人は各意匠製品において保護を求める内容について<u>規定に合致する関係する</u>図面又は写真を提出しなければならない。 <u>部分意匠専利を出願する場合、製品全体の正投影図を提出したうえ、破線と実線の組み合わせ又はその他の方法で保護を求める内容をはっきりと表さなければならない。</u> 出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。</p>
<p>◇本条において、部分意匠の原則が定められ、意匠保護を求める部分意匠を明瞭化するため、例えば、実線は保護を求める部分を表し、破線は製品の他の部分を表わさなければならない。</p>
<p><b>第二十八条</b> 意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面又は写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。 同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。 <u>部分意匠専利を出願する場合、必要に応じて簡単な説明の中で、保護を求める部分を明記する。</u> 簡単な説明に商業的な宣伝用語を使用したり、それを製品の性能の説明に使ったりしてはならない。</p>
<p>◇前記第二十七条の補充として、必要に応じて、簡単な説明に保護を求める部分を説明し、保護を求める部分をより明瞭化する。</p>
<p><b>第三十二条</b> 出願人は一つの専利出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先権を主張する場合は、同出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。 <u>発明又は実用新案専利出願の</u>出願人が国内優先権を主張し、先願が発明専利の出願である場合は、同一の主題について発明又は実用新案の専利を出願することが出来る。先願が実用新案専利の出願である場合は、同一の主題について実用新案又は発明の専利を出願することができる。<u>意匠専利出願の出願人は国内優先権を主張する場合、先願が発明又は実用新案専利出願であれば、添付図面に表示される同一の主題について意匠専利を出願することができる。先願が意匠専利出願であれば、同一の主題について意匠専利を出願することができる。</u> 但し、後の出願の提出に当たり、先願の主題が以下に挙げる状況の一つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。 (一) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合 (二) 既に専利権が付与されている場合 (三) 規定によって提出した分割出願に属する場合 出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。 <u>但し、意匠専利出願の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基礎とすることを主張する場合は、この限りではない。</u></p>

- ◇専利法第29条（意匠の国内優先権）に鑑み、本実施細則改正案において細則を規定している。
- ◇意匠の国内優先権の基礎は意匠だけでなく、発明又は実用新案であってもよいことを明確化している。
- ◇発明又は実用新案を意匠の国内優先権の基礎とする場合、後願の意匠は先願の発明又は実用新案の添付図面に表示されていなければならない。
- ◇発明又は実用新案を意匠の国内優先権の基礎とする場合、後願の意匠は先願の発明又は実用新案の権利付与に影響しない。すなわち、先願の発明出願又は実用新案出願は取り下げとみなされない。

## 1－2．優先権出願におけるクレーム／明細書の出願後提出

### <実施細則改正案>

- 優先権を主張して緊急出願する場合、例えば中文明細書の準備が難しいとき、願書と中文クレームを提出し、出願後2ヶ月以内に中文明細書を提出することが可能となります。  
この場合、出願後に提出する中文クレーム／中文明細書は、優先権基礎出願（日本出願）の内容と同じでなければなりません。
- なお、出願時には中文クレームまたは中文明細書の何れかが必要となります。また、出願時に日本語のクレームや明細書を提出することは未だ認められていません。

### 新設 第三十九条の一

出願人は提出日から2ヶ月以内に、又は国务院専利行政部門から指定された期限内に、規定に従って優先権書類の援用という形で、発明又は実用新案専利出願の専利請求の範囲又は明細書のいずれかを追加提出することができる。

### 第四十条

発明又は実用新案専利出願に専利請求の範囲、明細書の一部の内容が欠けている場合、出願人は提出日から2ヶ月以内に、又は国务院専利行政部門から指定された期限内に、規定に従って優先権書類の援用という形で追加提出することができる。元の出願日は保留する。

明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国务院専利行政部門から指定された期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを申し立てなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合、添付図面を国务院専利行政部門に提出又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を維持する。

◇上記二条により、優先権書類の援用という形で出願日に提出できなかった専利請求の範囲や明細書の一部を出願二ヶ月以内に追加提出することができる。

これにより元の出願日を確保できる。

◇出願人の便宜を図って、これは中国で元に保留された援用追加されたPCT条項を開放することを意味する。

### 第四十三条

本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先権日を維持することが出来るが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。

分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。

分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。分割出願の提出に当たって、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、合わせて元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。

◇分割出願の提出に当たって、元の出願書類の副本および優先権書類の副本を提出する必要はなくなり手続きが簡素化される。

## 1－3．優先権の回復

### <実施細則改正案>

- 優先権基礎出願（日本出願）を有している場合、優先権期限内に中国出願ができなかったとき、優先権期限の満了後2ヶ月以内（日本出願日から14カ月以内）に優先権を主張して中国出願を申請することが可能となります。この優先権の回復措置は、発明出願、実用新案出願に限られ、意匠出願には適用されません。
- 発明/実用新案出願時に優先権主張をしなかった場合、発明/実用新案出願時の優先権主張の手続きにミスがあった場合には、所定期限内に優先権主張の追加／補正の請求が可能となります。これらも、出願人の便宜を図る措置となります。

新設 第三十一条の一

専利法第二十九条に規定する期限内に国务院専利行政部門に対し同一の主題について専利を出願しなかった場合、発明又は実用新案専利の出願人は期限満了日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。出願人は優先権の回復を請求する場合、優先権回復請求書を提出し、理由を説明すると共に、所定の費用を納付しなければならない。上記の規定に従って回復手続きを行わなかった場合、優先権を主張しなかったものとみなされる。

新設 第三十一条の二

出願時に優先権書面声明を提出しなかった、又は請求書において先願の出願日、出願番号、元の受理機関の名称を記入しなかった若しくは間違っ て記入した場合、発明又は実用新案専利の出願人は優先権日から16ヶ月以内に、又は出願日から4ヶ月以内に、優先権主張の追加又は補正を請求することができる。

PCT 出願の優先権回復措置

新設 第一百十条の一

国際出願が優先権を主張しており、かつ国際出願日が優先権期限満了後の2ヶ月以内であり、国際段階で出願人が優先権の回復を請求しなかった、又は回復を請求したが受理官庁によって承認されなかった場合、出願人は移行日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。国際段階において回復が既に受理官庁によって承認された優先権は、本細則新設第三十一条の一の要求を満たしているものとみなされる。

優先権主張は国際段階において提出されていないものとみなされ、かつこの情報が国際事務局によって公開された場合、出願人は移行日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。

◇この条項は、優先権の回復期限を規定し、優先権期限を逃す出願人に補償機会を提供し、これは中国で元に保留された優先権回復に関するPCT条項を開放することを意味する。

**第一百一十四条**

発明専利権の取得を求める国際出願について、国务院専利行政部門は予備審査を経て専利法と本細則の関連規定に合致していると認めた場合、専利公報上で公布し、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公布する。

発明専利権の取得を求める国際出願は、国際事務局が中国語で国際公布を行った場合、国際公布日 又は国务院専利行政部門が公布した日 から専利法第十三条の規定を適用する。国際事務局により中国語以外の言語で国際公布を行った場合、国务院専利行政部門による公布の日から専利法第十三条の規定を適用する。

国際出願において、専利法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一項に規定する公布を指す。

◇この条項は、中国語で国際公布を行った国際出願の国際公布と中国国内公布とは一時保護の点において同等の効力をもつことを規定し、実践において中国国内公布が国際公布より早い可能性がある。

1-4. 遅延審査

□発明出願において、例えば中国での実施計画や他国の審査状況を考慮したい場合、遅延審査制度を利用して最長3年、審査開始を遅延させることができます。

□意匠出願においても、例えば新製品の発表前の意匠公告を避けたい場合、遅延審査制度を利用して最長3年、意匠公告を遅延させることが可能となります。

<実施細則改正案>

□改正審査指南に合わせて、本細則改正案に遅延審査の規定が追加されています。

**第五十条**

国务院専利行政部門は専利法第三十五条第二項の規定に基づいて専利出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。

出願人は発明又は意匠専利出願について遅延審査を請求することができる。

◇発明出願・意匠出願は、1年、2年又は3年の遅延審査を請求できる。

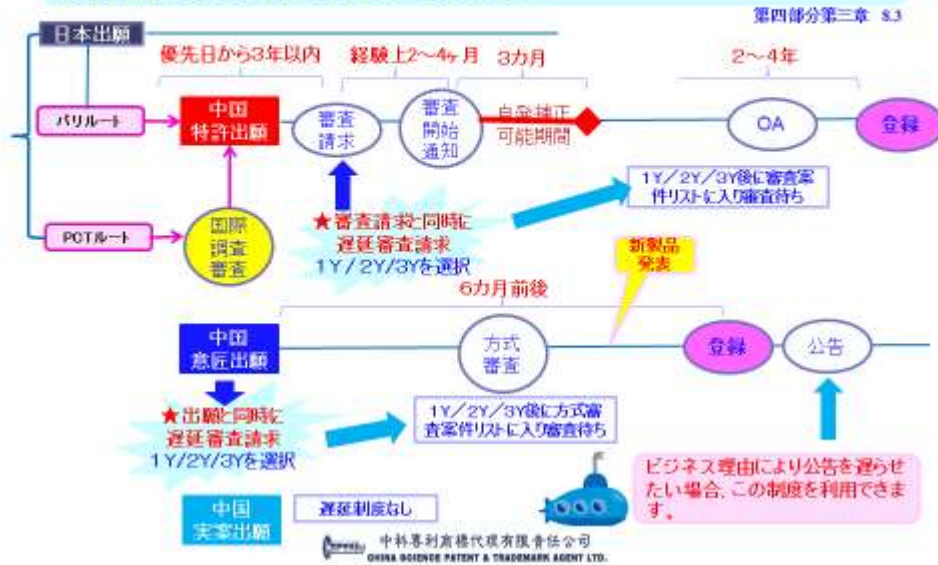
◇発明出願は審査請求時、意匠出願は出願と同時に、遅延審査を請求しなければならない。

◇遅延審査は、一旦請求すると、取り下げや変更はできない。

◇発明分割出願も、その審査請求時に遅延審査を請求できる。

## 権利化を遅延するには…遅延審査制度の活用

第5回改正審査指南には、審査加速策に加え、審査遅延制度が制定されています。出願人は、諸事情に応じて選択肢を選ぶことが可能となります。



### <審査指南>関連条文

第5回改正審査指南(2019年11月1日施行)

### 第五部分第七章 期限、権利の回復、中止、審査の順序

#### 1-5. 特許期限補償

□改正専利法第42条により、発明特許出願日から四年を経過し、かつ実体審査請求の日から三年を経過した後に発明特許権が付与された場合、国务院專利行政部門は発明特許権者の請求を受け、発明特許の授權過程における不合理な遅延について特許権期限補償を与えることになります。

#### <実施細則改正案>

□改正専利法第42条に関連して、本細則改正案の第八十五条の二~第八十五条の八が新設され、特許期限補償の基準等々が定められています。特に期限補償されない出願人に起因する理由が列挙されており注意を要します。

□医薬品関係は、医薬品特許の種類、保証期間計算方法、複数特許等の承認方法など、本細則改正案四~八に詳しく規定されています。

#### 新設 第八十五条の二

専利法第四十二条第二項により発明専利権の期限補償を請求する場合、専利権者は専利の権利付与公告日から3ヶ月以内に国务院專利行政部門に提出しなければならない。

◇この条項は専利授權期限補償の請求タイミングを規定する。

#### 新設 第八十五条の三

専利権の期限補償を与える場合、実際の遅延日数に従って補償を行う。専利法第四十二条第二項に規定する出願人による不合理な遅延には、次のような状況が含まれる。

- (一) 指定された期限内に国务院專利行政部門から出された通知に回答しなかった場合
- (二) 遅延審査を申請した場合
- (三) 引用による補充である場合
- (四) その他の場合

本細則第八十六条、第八十七条の状況は不合理な遅延に当たらない。

<p>◇専利授權期限補償時間の計算方法を規定する。</p> <p>◇出願人による「不合理的な遅延」を明確にしている。</p> <p>◇権利帰属紛争などにより司法手続きに関わって引き起こした遅延は不合理的な遅延に該当しないことを明確にしている。</p>
<p><u>新設 第八十五条の四</u></p> <p><u>中国で販売許可を取得した化学薬品、生物製品と漢方新薬の製品専利、製造方法専利又は医薬用途に係る専利について、薬品専利期限補償条件を満たした場合、薬品専利期限補償を与えることができる。</u></p> <p><u>前項にいう新薬に係る専利とは、国务院薬品監督管理部門が初回に販売を許可した新薬の有効成分に係る専利を指す。漢方薬新薬専利には、漢方薬革新薬に係る専利と機能特性を増やした漢方薬改良型新薬に係る専利が含まれる。</u></p>
<p>◇薬品専利期限補償が適応する薬品種類及び専利タイプを明確にする。</p>
<p><u>新設 第八十五条の五</u></p> <p><u>薬品専利期限補償の時間の計算式は、登録申請した新薬が中国で販売許可を取得した日から専利出願日を引き、更に5年を引くことである。</u></p>
<p>◇薬品専利期限補償時間の算出方法を規定する。</p>
<p><u>新設 第八十五条の六</u></p> <p><u>薬品専利期限補償の期間内において、この専利の保護範囲は、国务院薬品監督管理部門が販売を許可した新薬に限られ、かつこの新薬の許可された適応症に限られる。</u></p> <p><u>薬品専利期限補償の期間内の専利権は、薬品専利期限補償の前のそれと同じ権利と義務がある。</u></p>
<p>◇薬品専利期限補償に適応する専利の保護範囲及び補償期間内の専利権者の権利と義務を明確にする。</p>
<p><u>新設 第八十五条の七</u></p> <p><u>専利権者が薬品専利期限補償を請求する場合、薬品販売許可申請が許可された日から3ヶ月以内に、関連する証明書類を添付して、国务院専利行政部門に薬品専利期限補償を請求しなければならない。請求時に、薬品とその専利が次のような条件を満たさなければならない。</u></p> <p><u>(一) 一つの薬品に同時に複数の専利がある場合、専利権者はそのうちの一つの専利についてしか薬品専利期限補償を請求することができない。</u></p> <p><u>(二) 一つの専利が同時に複数の薬品に係る場合、一つの薬品に関してしかこの専利について薬品専利期限補償を請求することができない。</u></p> <p><u>(三) この専利がまだ薬品専利期限補償を受けたことがない。</u></p> <p><u>(四) 薬品専利期限補償を請求する専利の残余保護期間は6ヶ月を下回らない。</u></p>
<p>◇薬品専利期限補償の請求タイミング及び請求条件を規定する。</p>
<p><u>新設 第八十五条の八</u></p> <p><u>国务院専利行政部門は専利権付与の期限補償と薬品専利期限補償の請求を審査した後、期限補償条件に合致しないと判断した場合、これを拒絶しなければならない。審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、期限補償を与える旨の決定を下し、登記と公告を行う。</u></p> <p><u>国务院専利行政部門が期限補償を与えると公告した日から、如何なる機関又は個人は期限補償を与える旨の決定が補償条件に合致しないと考える場合、国务院専利行政部門にこの期限補償決定の無効を宣告するよう請求することができる。請求人又は専利権者は期限補償有効維持の決定や期限補償無効宣告の決定に不服がある場合、通知を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院はこの無効宣告請求手続きの相手側当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</u></p>
<p>◇専利権付与の期限補償と薬品専利期限補償の請求を審査した後の手続きを規定する。</p> <p>◇期限補償を与える決定に不服がある後続の無効手続き及びその司法救済手続きを規定する。</p>

## II. 権利関係

### 2-1. 重大影響専利侵害紛争

- 改正専利法第70条により、専利権の侵害・模倣を取り締まる行政機関の権限が拡大されます。  
すなわち、全国に重大な影響を及ぼす専利侵害事案や管轄の違う多地域における同一専利権の侵害事案は、上位行政機関により一括的に処理するよう、要請できるようになります。
- これは、複数の専利紛争事案の解決にあたり、その行政訴訟の効率化に繋がり、権利者にとっても権利行使が一層し易くなります。

#### <実施細則改正案>

- 本細則改正案において、専利法第70条の重大な影響を及ぼす専利侵害紛争が列挙されています。
- その重大な影響の認否は国務院専利行政部門で判断されます。

新設 第八十条の一  
次の状況のいずれかに該当する場合、専利法第七十条にいう重大な影響を及ぼす専利侵害紛争に当たる。

- (一) 公共利益に係る場合
- (二) 業界の発展に影響を及ぼす場合
- (三) 地域横断的な重大な事件である場合
- (四) 国務院専利行政部門は同部門が行政裁決を行うべきと認めるその他の場合

専利権者又は利害関係者が国務院専利行政部門に専利侵害紛争の処理を請求しているが、関連事件がまだ重大な影響を及ぼすほどのものに当たらない場合、国務院専利行政部門は管轄権を有する地方の専利業務を管理する部門を指定して処理させることができる。

◇国家知識産権局で処理する重大な影響を有する専利侵害事案を列挙されている。これらの何れかに相当する理由を主張しなければならない、

### 改正専利法第70条 行政取締の効率化(新設)

専利侵害紛争の解決にあたり、訴訟経済・訴訟効率を改善するため、①重大侵害事件、②同一地域の複数侵害事件、③複数地域にまたがる複数侵害事件について、それぞれの行政取締の管轄が改正されます。

**行政取締**

- ① 全国で重大な影響のある訴訟 A, B, C, D (国家知識産権局)
- ② 成都市内の異なる地区 E, F の複数の同一専利の行政取締 (四川省成都市知識産権局)
- ③ 省の複数の市 G, H にまたがる同一専利行政取締 (成都市, 宜賓市) (四川省知識産権局)

**第70条(新設)**  
国務院専利行政部門は権利者または利害関係者の請求を受けて①全国で重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。  
地方人民政府の特許業務管理部門は、権利者または利害関係者の請求を受けて専利権侵害紛争を処理し、②本行政地域内で同一専利権侵害事件に対して、合併処理することができ、③地域に跨った同一専利権侵害事件に対して、上級人民政府特許業務管理部門による処理を請求することができる。

中科院專利商標代理有限公司  
CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD.

### 2-2. 評価報告書

- 無審査である実用新案権や意匠権について、その権利行使や他社対策の局面において、評価報告書を必要とする場合があります。また、訴訟において裁判所から評価報告書を要求されることもあります。

□改正専利法第66条により、誰でも評価報告書を知識産権局へ請求できるようになります。

<実施細則改正案>

□本細則改正案は、改正専利法第66条に合わせて改正されています。

<p>第五十六条</p> <p>実用新案又は意匠専利権の付与決定が公告された後、<u>専利法第六十条に規定する専利権者又は利害関係者は如何なる機関又は個人も</u>専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することができる。<u>出願人は専利権登記手続きを行う際に専利権評価報告書の作成を国務院専利行政部門に請求することもできる。</u></p> <p>専利権評価報告書の作成を請求する場合は、専利権評価報告請求書を提出し、<u>専利出願番号又は</u>専利番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの<u>専利出願又は</u>専利権に限るものとする。</p> <p>専利権評価報告請求書が規定に合致しない場合、国務院専利行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。</p>
<p>第五十七条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならない。<u>但し、出願人は専利権登記手続きを行う際に専利権評価報告書の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は権利付与公告日から2ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。</u></p> <p>同一の実用新案又は意匠<u>専利出願又は</u>専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告の作成を請求した場合、国務院専利行政部門は評価報告を1式だけ作成する。如何なる機関又は個人も当該専利権評価報告を閲覧又は複製することができる。</p>

## 2-3. 行政訴訟中断

<実施細則改正案>

□本細則改正案において、行政訴訟の円滑な進行のため、行政訴訟を中断しないケースが列挙されています。

□行政訴訟の当事者は、ケース(1)～(4)を意識して、適時適切に訴訟戦術を進めていかねばなりません。(一)(三)(四)は原告に有利なケース、(二)は被告に有利なケースです。

<p>第八十二条</p> <p>専利侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ<u>専利復審委員会国務院専利行政部門</u>に受理された場合、専利業務を管理する部門に処理の中断を求めることができる。</p> <p>専利業務を管理する部門は、被請求人の提出した中断の理由が明らかに成立しないと考え、<u>次の状況に該当する場合は、処理を中断しなくてもよい。</u></p> <p><u>(一) 請求人が提出した検索報告書又は専利権評価報告書により、実用新案権又は意匠専利権に専利権付与条件に合致しない欠陥があると発見されていない場合</u></p> <p><u>(二) 被請求人が提出した証拠により、それが使用している技術が既に公知技術になっていることが証明できる場合</u></p> <p><u>(三) 被請求人がこの専利の無効宣告を請求するために提出した証拠又は依拠した理由は明らかに不十分である場合</u></p> <p><u>(四) 無効宣告手続きで既にこの実用新案権又は意匠権について有効維持決定を下した場合</u></p> <p><u>(五) 専利業務を管理する部門が侵害処理手続きを中止すべきでないとするその他の場合。</u></p> <p>□専利業務を管理する部門が専利侵害紛争を処理する過程において、処理を中断しなくてもよい五つの場合を明確にする。</p>
---

## 2-4. 開放許諾

□改正専利法第50条～第52条に新設された開放許諾制度は、権利者が専利権を解放宣言し、希望する第三者と実施許諾を交渉する制度です。これは、専利権の取引・活用を促進する目的であります。

<実施細則改正案>

□本細則改正案では、改正専利法第50条～第52条を補足すべく、開放許諾制度の運用要領が詳細に定められています。今回は年金の減免措置には触れられていません。



<p>第五章 専利実施の<u>強制特別</u>許諾</p> <p><u>新設 第七十二条の二</u></p> <p>専利権は開放許諾を実施する場合、専利権者はこの専利権の付与を公告された後、<u>国務院専利行政部門に開放許諾声明を提出しなければならない。</u></p> <p>共有者は共有専利権について開放許諾声明を提出する又は取り下げる場合、共有者全員の同意を得なければならない。<u>開放許諾声明において次のような事項が明記されなければならない。</u></p> <p>(一) 専利番号</p> <p>(二) 専利権者の氏名又は名称</p> <p>(三) 専利許諾実施料の支払方式と基準</p> <p>(四) 専利許諾の期限</p> <p>(五) <u>その他の明確にすべき事項開放許諾声明の内容は正確、明瞭なものでなければならず、明らかな商業的宣伝用語が含まれてはならない。</u></p>
<p>◇<u>専利権実施開放許諾制度を新設し、専利権者が国家知識産権局により社会へ開放許諾声明を発することを許可する。</u></p>
<p><u>新設 第七十二条の三</u></p> <p>開放許諾を実施する専利権は次のような状況のいずれかに該当する場合、開放許諾声明を公告しない。</p> <p>(一) <u>専利権が独占又は排他的許諾の有効期間内にあり、許諾契約が既に届け出られた場合</u></p> <p>(二) <u>専利権の帰属に起因して紛争が発生する、又は人民法院が専利権について保全措置を取ると裁定することによって中止になった場合</u></p> <p>(三) <u>専利権が年金滞納期間にある場合</u> (四) <u>専利権が質権を設定されており、質権者の許諾を得ていない場合</u></p> <p>(五) <u>その他の公告しない場合</u></p> <p>国務院専利行政部門は公告された開放許諾声明が関連規定に合致しないと発見した場合、速やかにその取下げを公告すると同時に、専利権者と既に届け出た被許諾者に通知しなければならない。</p>
<p>◇<u>特別段階にある専利は、開放許諾声明を公告しないことを規定する。</u></p>
<p><u>新設 第七十二条の四</u></p> <p>専利権者は開放許諾声明を取り下げる場合、<u>開放許諾声明取下げ請求を提出しなければならない。取下げ声明は公告日から発効する。</u></p>
<p>◇<u>開放許諾声明を取り下げる場合、公告日から発効することを規定する。</u></p>
<p><u>新設 第七十二条の五</u></p> <p>当事者双方のいずれか一方は開放許諾実施契約の発効日から、<u>開放許諾実施契約の発効を証明できる書面書類により国務院専利行政部門に届け出ることができる。</u></p>
<p>◇<u>開放許諾声明契約書を締結した後届け出ることができることを規定する。</u></p>

□なお、本細則改正案第 14 条により、専利権のライセンスが成立した場合、国家知識産権局へ届出なければ、善意の第三者へ対抗できなくなります。ライセンシーの立場では要注意です。

<p><b>第十四条</b></p> <p>専利法第十条の規定に基づいて専利権を譲渡する場合を除き、専利権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関連証明書類又は法律文書をもって、国務院専利行政部門で専利権移転手続きを取らなければならない。</p> <p>専利権者が他者と締結した専利実施許諾契約は<u>契約発効の日より起算して3ヶ月以内に</u>、国務院専利行政部門に届け出なければならない。<u>届け出ない場合、善意の第三者に対抗してはならない。</u></p> <p>専利権をもって担当する場合、質入れ人と抵抗権者は共同で、国務院専利行政部門で担当登記手続きを取らなければならない。</p>
---

## 2-5. 損害賠償

□改正専利法第 71 条により、専利権侵害の損害賠償金は最高五倍の罰則賠償が新設され、法定賠償額は 3 万元(最低額)～500 万元(最高額)に引き上げられます。更に被告の帳簿等の提出命令を裁判所に求めることができるようになります。

これは、専利権の侵害行為を抑制し、専利権者の権利保護を強化する趣旨であります。

<実施細則改正案>

□今回の細則改正案では、改正専利法第71条を補足する規定はありません。



注)改正専利法第71条の「故意」の認定については、「最高人民法院による「知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」をご参照ください。

## 2-6. 医薬品訴訟(第76条)

□改正専利法第76条に医薬品関係の特許紛争について早期解決メカニズムが規定されました。

<実施細則改正案>

□今回の細則改正案では、改正専利法第71条を補足する規定はありません。

## 3. 運用関係

### 3-1. 職務発明

□改正専利法第15条により職務発明の発明者/創作者への多様な奨励方法(株主権や株式オプションなど)が可能となります。

<実施細則改正案>

□本細則改正案は、改正専利法第15条に合わせて機関(会社)の奨励義務を念押ししています。  
なお、発明者/創作者への奨励は登録後に義務が発生します。  
また、機関が従業員と奨励の契約等を締結していない場合や社内規程がない場合には、細則の定めが適用されます。この点注意してください。

#### 新設 第七十六条の一

別途約定がある場合を除き、職務発明創造が完成した時に発明者、考案者が属している機関は専利法第十五条の規定に従って奨励と報酬を支払う。

#### 第七十七条

専利権が付与された機関は、発明者又は考案者と専利法第十六十五条に規定する奨励、報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、専利権公告日より3ヶ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明専利一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案専利又は意匠専利一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならない。

発明者又は考案者の意見が所属機関に採用されたことにより完成された発明創造については、専利権が付与された機関は、優遇して報奨を支給しなければならない。

#### 第七十八条

専利権が付与された機関は、専利法第十六十五条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、専利権の有効期限内において、発明創造の専利が実施された後、毎年、同発明又は実用新案専利の実施により得られた営業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠専利の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者又は考案者に与え、又は、上述の比率を参照して、一括で発明者又は考案者に報酬を与えなければならない。専利権が付与された機関が、その他の機関又は個人にその専利の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として発明者又は考案者に与えなければならない。

以上